

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年12月1日（水）14時00分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、小西係長、高木係長、横山係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当12名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）の概要について、主に以下の説明があった。
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要について
 - ✓ 「福島第一原子力発電所の固体廃棄物の保管管理計画」（以下「保管管理計画」という）で、今後10年程度で発生する「瓦礫等」の発生量等を予測し、設備設置の計画等を示している。第10棟は、保管管理計画で示した固体廃棄物貯蔵庫保管対象の約26.7万 m^3 のうち約8万 m^3 を保管することを目的に設置する。
 - ✓ 建屋の設計コンセプト
 - ◇ 第10棟は、屋外に一時保管している瓦礫等を速やかに建屋内に保管することを方針とし、システム建築を採用する。ただし、システム建築では、建屋躯体に遮蔽能力を持たせることが出来ないため、建屋内に遮蔽を設けるとともに受け入れる瓦礫等の表面線量に上限（1mSv/h）を設ける。
 - ✓ 保管容器の搬入方法についての一例
 - 放射性固体廃棄物等の扱いについて
 - ✓ 放射性物質を含む粉じんの散逸防止を考慮した設計
 - ◇ 異常により送風機あるいは排風機が両系停止した場合は、換気空調設備を停止し、建屋外へ通じるダクトをダンパにより隔離する。
 - ◇ 建屋外と建屋内の差圧（高）に異常が生じた場合は、換気空調設備を停止し、建屋外へ通じるダクトをダンパにより隔離する。
 - 敷地周辺の放射線防護について
 - ✓ 震災以前の廃棄物も一時保管する可能性があることから、ガンマ線の透過力が大きいCo-60を線源核種として放射性物質濃度を算出し評価する。
 - 設計上の考慮について
 - ✓ 落雷に対する考慮は、建築基準法及び関連法令に従い避雷設備を設ける。
 - ✓ 緊急時の連絡手段として、第10棟内はPHSの使用を可能とする通信設備を設置する。
 - ✓ 電源喪失に対する設計上の考慮
 - ◇ 外部電源喪失により換気空調設備が停止した場合は、建屋間に設けた手動操作可能なダンパにより、放射性物質を含む粉じんの漏えいを防ぐ設計とする。

- ◇ 電源喪失時及び換気空調全停時は、廃棄物の受入及び貯蔵スペースへの立入を禁止し、建屋外への放射性物質の放出を防止する。
- ✓ 検査可能性に対する設計上の考慮
 - 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の運用管理について
 - 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の保守管理について
 - 放射性気体廃棄物の放出管理について
 - 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設置工程について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設計・評価の基本条件となる保管物の内容及び保管量を明確にし、その詳細を提示すること。更に保管方法や放射線を含む環境条件等を加味し、本貯蔵庫に対して安全上要求される放射性物質の閉じ込め及び遮蔽等についての対応を、整理して説明すること。
 - 保管物の性状に応じた保管容器の腐食防止対策や管理の方法、保管容器から保管物が漏えいした時の対策を説明すること。なお、保管物に一部や少量を問わず液体状のものがあるか、分離による発生の恐れがあるかについて、また、気体の発生あるいはダスト化の恐れがある場合は、明確にすること。
 - 貯蔵庫の換気システムは粉じんの発生を考慮した設計としているが、敷地境界線量の評価において、放射性物質を含む粉じんの散逸を考慮した線量評価を示すこと。
 - 電源喪失に対する設計上の考慮について、事故時の線量影響評価を踏まえ、換気空調設備にどこまで機能を要求する必要があるか整理し説明すること。
 - 次回の面談において、通常時及び事故時の線量影響評価を踏まえ、耐震クラスをCクラスとした根拠を説明すること。
 - 今回資料では保管容器の段積みや遮蔽壁の概要が示されているが、耐震クラスを明確にした上で、保管容器段積み時の基礎盤床荷重、容器の固縛や遮蔽等の強度評価について、定量的に示して別途説明すること。

6. その他

資料：

- 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設置に係る実施計画の変更について

以上